

令和5年11月9日

岐阜西中学校保護者の皆様

岐阜市立岐阜西中学校
校長 村田 明治

児童虐待(疑いを含む)を確認した場合の関係機関への通告について

向寒の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、昨今、テレビや新聞等で児童虐待に関わる報道がなされていますが、岐阜市内においても、児童虐待(疑いを含む)の件数が増加しています。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「学校等において、児童虐待を受けたと思われる児童生徒等を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない」と通告が義務付けられており、岐阜市教育委員会からも、「通告」について、子どもたちの安全のためにも迅速かつ確実に対応するよう指導がありました。

つきましては、子ども本人より虐待が疑われる訴えや身体の痣等が確認された場合、また、長期間にわたり子ども本人と連絡が取れず、子どもの安否を確認することができない場合を含めて、児童虐待が疑われる場合は、学校から関係機関へ連絡する場合があります。

保護者の皆様におかれましては、こうした学校の対応につきまして、ご理解とご協力をいただきませうようお願いいたします。